

#### 第4回補充立候補制度等のあり方に関する研究会

平成19年9月5日

【蒲島座長】 それでは時間になりましたので、ただいまから第4回研究会を開催したいと思います。

皆さん、お忙しいところ、大変暑いところでもありますので、お集まりいただきありがとうございました。きょうは全委員のご出席をいただいております。

それでは記者並びにカメラの方々のご退場をお願いします。

(報道退室)

【蒲島座長】 それでは、早速議事に入ります。初めに事務局のほうから、各資料に基づいて説明をお願いしたいと思います。

【嶋補佐】 それでは、事務局から資料のご説明をさせていただきます。お手元に配付をさせていただいております資料は、資料1、資料2の2点でございます。

資料1は、前回第3回研究会の議事要旨でございます。第3回研究会の後、事務局によりまとめて、発表させていただいているものでございます。

資料2であります。本研究会でご検討いただく論点について(案)でございます。こちらにつきましては、前回第3回研究会に提出をさせていただきました論点(案)と同じものでございます。

本日の研究会でございますが、前回、各論点につきましてご議論をいただいたわけですが、時間の関係から、もう少し議論が足りない点がございましたので、改めてご議論をいただくということをお願いしたいと思っております。

まず、補充立候補の届出期間の延長については、前回第3回の際に、おおむねコンセンサスがあったところでございます。

続いて選挙期日の延期についてということで、現行の選挙期日の延期に伴う補充立候補の制度につきまして、候補者が1人にならなくても選挙期日を延期してはどうかという案がございます。考え方でございますけれども、地方公共団体の長は、当該地方公共団体の統括代表権を有し、幅広い事務を執行する独任制の機関であります。住民生活に直接影響を及ぼす強い権限を有しておりますので、長の選挙については実質的な競争性が確保されることが特に必要ではないかということがあるわけでございます。選挙期日を延期することにつきまして、前回、積極的な意見といたしましては、長の選挙においては、候補

者が死亡等をした場合、それまでの候補者リストに変動を来すということで、候補者リストの実質的な競争性に疑義が生じることとなります。その場合は速やかに補充立候補によって候補者リストの競争性を回復した上で選挙を行うべきであり、選挙期日を延期して、補充立候補の機会を確保すべきではないかという意見がございました。

また、候補者が死亡すること自体が非常にまれではないかということで、そういうことも踏まえれば、選挙期日を延期することも1つの選択肢ではないかという意見がございました。

また、選挙期日の延期ということにつきましては、現行でも記号式投票を採用している場合には、1人にならなくても投票用紙の調製のために選挙期日が延期される仕組みになってございますので、選挙期日の延期というものは、その影響を過大視して、どうしても避けるべきということはないのではないかという意見もあつたところでございます。

一方、慎重意見といたしましては、有力でない候補者が死亡した場合に、それでも選挙期日を延期することになりますと、非常に強い非難が予想されるのではないかということ。また、有権者に対しても候補者に対しても大きな影響を及ぼすものでございます。社会的なコストも伴うものでありますので、延期する場合を限定する方策、それから選挙期日を延期することなく対応する方策を検討すべきではないかというご意見がございました。これにつきましては、そういった方策として後ほど再整理します。

また、選挙期日を延期することになりますと、期間が延びることになりますので、期日前投票・不在者投票のやり直しを求める有権者の要望というのもより強く出てくるのではないかというご意見もございました。

そのほか、現行では「選挙期日の前日まで」に死亡等した場合を延期事由として取り扱っているところ、これを選挙期日当日の投票所が開く7時までとするということや、延期する場合の延期後の選挙期日でありますけれども、現行では5日延期になっておりますので平日になりますが、それを日曜日にすることができるようになるべきではないかということ、それから選挙期日の延期というものは、長の特殊性にかんがみて長の選挙に限って行うべきではないかという論点もございます。

続いて、選挙期日を延期せずに、通常の補充立候補期間経過後の候補者の死亡等に対応する方策としまして、まず1つ目の案としましては、補充立候補期間経過後に候補者が死亡したときには、法定得票数を加重することを考えてはどうかということがございます。これについては、長の選挙におきまして、補充立候補期間経過後に、候補者が1人になっ

たときは、これはさすがに1人になりますので、選挙期日を延期して補充立候補を認める、現行制度と同じ仕組みになるのではないかと考えられますが、ただ、補充立候補期間経過後に候補者が死亡した等の場合で、候補者が1人にならなかったときには、当該選挙における法定得票数を加重することを考えてはどうかということでございます。具体的には、現在、有効投票の一定割合、4分の1というのが長の選挙における法定得票数であります。これを有効投票と無効投票を合わせた投票総数の一定割合とすることを考えてはどうかということでございます。結果的に法定得票数が加重されますので、有力な候補者が死亡等をした場合、最多得票者でも法定得票数が獲得できない可能性が高くなる。したがって、その場合には再選挙になることが含意されているわけでございます。

考え方でございますが、補充立候補期間経過後に候補者が死亡した場合、選挙期日を延期しなければ、さらなる補充立候補の機会というのは認めることが困難でありますので、そのままの候補者リストで選挙を行います。しかしながら、その候補者リストは実質的に競争性を欠いているおそれがございますので、当選人たる要件を加重するという考え方でございます。突き詰めて考えてみますと、補充立候補の機会を経っていない候補者リストでは問題があるとする有権者には、無効投票を投じることによって再選挙を選択することを認めるという考え方になろうかと存じます。

検討すべき点でありますけれども、1つ目は補充立候補期間経過後に限定されることにはなりますが、無効投票を有意に取り扱うことになります。現行の選挙制度の考え方といたしまして、選挙期日に公職に就くことができる者の中から公職に就く者を選ぶということが選挙制度の基本的な考え方であるので、そうした考え方と相容れないのではないかとございます。また、これも補充立候補期間経過後になりますけれども、再選挙を選択することを有権者の選択肢として認めることになりますので、立候補した者の中から選択するという現行の立候補制度の考え方と相容れないおそれがございます。

また、補充立候補期間経過後に候補者が死亡した場合、法定得票数を加重するということですが、その場合に限って法定得票数を加重して当選人たる要件を加重することは合理性に乏しいのではないかとご意見もございました。死亡しなかった候補者にとっては、本人に何らの帰責自由なく当選するためのハードルが上がってしまうことになります。

無効投票を有意に扱うことの問題点といたしまして、無効投票には様々なものが含まれているので、有権者の特定の意思が表明されていると考えることには無理があるのではないかとご意見もございます。

また、制度設計上、加重する法定得票数の要件をどう設定するかということも検討すべき点であります。また、この制度を考える場合、長の選挙に限定する理由は見出しがたいということがございますので、すべて、長以外の選挙も同じ制度とせざるを得ないのではないかと考えられるところでもありますけれども、補充立候補のあり方を超えて選挙制度全体の考え方に影響を及ぼしてくるおそれもあるところがございます。

また、別途の議論といたしまして、決選投票制度についてもご検討いただいているわけですが、これを導入する場合には、そもそも再選挙というものが行われぬ制度設計となる可能性もありますので、決選投票の制度設計をかなり工夫しないと無意味になるおそれがあるということがございます。

次に、やはり補充立候補期間経過後に、選挙期日を延期せずに対応する方策といたしまして、補充立候補期間経過後に候補者が死亡した場合、死亡した候補者等に対する投票も有効として取り扱うという案がございます。この場合、当該死亡した候補者に対する投票も有効となりますので、死亡した候補者が当選した場合には、当選人が死亡者であるときに該当するというので、再選挙になります。また、死亡した候補者に対する投票が有効になる結果、やはり法定得票数の要件が上がってまいります。最多得票者が法定得票数を獲得できない可能性が上がってまいりますので、有力候補者が死亡等をした場合、再選挙になる可能性が高くなるという制度設計の考え方でございます。なお、この場合には、候補者が1人になったときにも、選挙期日を延期する必要はございませんので、すべてそのままに対応するということになるかと考えられます。

考え方でございますが、補充立候補期間を経過した段階で候補者が死亡等をした場合には、選挙期日を延期することなく、候補者リストの競争性を回復する手段がございませんので、競争性に問題を生じる前の候補者、従前の候補者リストによって投票を行うということがございます。死亡した候補者を除いた候補者リストでは問題があるとする有権者には、死亡した候補者に投票することによって再選挙を選択することを認めるという制度設計になろうかと考えます。

これについては、やはり現行制度の選挙制度の考え方としまして、公職に就くことができる者を選ぶということがございますので、そういった考え方と相容れない面があるのではないかとございます。また、実質的に再選挙を選択することを認めることとなりますので、現行の立候補制度の考え方と相容れない部分があるのではないかとございます。また、補充立候補期間経過後に限定されることにはなりますが、死者に

投票し続ける仕組みになりますので、そういった点は不自然になるのではないかとということもございます。

次の視点といたしまして、補充立候補期間経過後の前後で、死亡した候補者に対する投票の取り扱いを変えることの是非ということがあります。補充立候補期間前であれば補充立候補ができますので、当該死亡した候補者に対する投票は無効になりますけれども、期間経過後の死亡の場合には有効にするということですが、これは制度の考え方からやむを得ないわけでございますが、わかりにくいのではないかと考えられます。

また、他の無効事由とのバランスを欠くのではないかとということがございます。すなわち、現行法上、選挙期日までに立候補届出が却下されたような場合、あるいは開票の段階で被選挙権がないということが判明した場合、当該候補者の氏名が記載された投票は無効になりますので、そういった場合とバランスを欠くのではないかとということでございます。

また、投票日当日、選挙期日に投票を行うという原則が、現行の選挙制度ではございません。したがって、現行制度では、選挙期日を基準といたしまして、候補者が候補者たることができるか、あるいは候補者の被選挙権の有無を確認しておりますが、こういったものを、その前の時点で行うことになってまいりますので、現行の選挙期日に投票を行うという公選法の原則と齟齬が生じてくるおそれがあるのではないかとということがございます。

最後であります、やはり長の選挙に限定する理由は見出しにくいということが考えられます。したがって、長の選挙以外の選挙においても同様の制度というようなことになってくる可能性がございますが、非常に大きな影響があるのではないかとことがございます。

以上が選挙期日を延期するかどうかということに関連しての論点でございます。

次に期日前投票・不在者投票のやり直しについてでございます。前回の議論も踏まえて再整理をしますと、まず最初に、期日前投票・不在者投票の位置づけでございます。期日前投票・不在者投票は複数投票日制を採用したのではなく、現行の選挙期日に投票を行うという原則の、あくまで例外を定めている制度であるということがございます。

次に、投票を区分してやり直しができるかということにつきまして、前回もさまざまご議論がございましたけれども、期日前投票は既に投票箱に投函されております。また、不在者投票につきましても、個々にやり直しを認めるということになりますと、投票の秘密を侵すおそれがございますので、やり直す場合には、すべての投票についてやり直すほ

かないのではないかということ。また、期日前投票につきまして、不在者投票のような、投票箱に投函しない方法に戻せば、技術上・理論上は可能かもしれませんが、実際には大きな疑問ではないかというご意見もあったところでございます。

また、やり直す場合を区別できるかということについては、死亡した候補者が有力であるか有力でないか、この区分もできないのではないかということがございます。

以上によりますと、一律にやり直すこととするほかないということになると考えられますが、そうした場合、やり直したいと考える有権者とやり直したくないと考える有権者の双方が必ず出てくると考えられますので、やり直したくないと考える有権者の意思には反することになるのではないかという議論があったところでございます。

また前回、期日前投票・不在者投票につきまして、すべて一律にやり直すということであれば、もはや選挙期日の延期ということではなく、選挙の同一性を破棄して再選挙として構成するという考え方しかないのではないかというご意見もあったところでございます。

次に、再投票の機会の確保ということで、やり直すことにした場合においてでございますが、当然、再投票の機会が実質的に有権者に対して確保される必要がございます。ですので、選挙期日が一定程度近づいた段階でやり直しになる場合には、選挙期日を延期するなどして、物理的に再投票の時間が確保できるようなことを考える必要があるのではないかということがございます。

次に、選挙期日の延期との関係でございます。先ほどの点とも関連をしておりますが、補充立候補のために選挙期日を延期することにした場合は、期間が延びることになりますので、やはりもう一度投票したいという有権者の批判がより強く出てくるのではないかというご指摘もございました。一方で、選挙期日が延期されたときのみ、投票をやり直すということはおかしいのではないかというご意見もあったところでございます。選挙期日の延期はあくまで同一の選挙の手續の一部を延期するにすぎないので、期日前投票・不在者投票のやり直し、それから選挙期日の延期を関連づけることは適当ではないのではないかと、新たな選挙を行うという制度設計にしないと、投票のやり直しは難しいのではないかとご意見もあったところでございます。

その他でございますが、投票をやり直すこととしない場合につきましては、期日前投票・不在者投票の制度的な位置づけを有権者に対してしっかり周知をして、理解してもらうよう努める必要があるのではないかというご意見もいただいたところでございます。

以上が、期日前投票のやり直しについての論点等でございます。

最後に、首長選挙において、法定得票数以上の得票者がなく当選人が定められなかった場合における再度の投票のあり方についてでございます。こちらにつきましては、前回、主に法定得票数の引き下げについてご議論いただいたところであります。本日は、法定得票数の引き下げ、それから決選投票制度、ある程度のパターンが考えられるのではないかとということでご議論いただきたいと存じます。

以上、論点についての案ということであります。

事務局のほうから、資料の説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

**【蒲島座長】** ありがとうございます。

これから90分ほど意見交換をしたいと思っております。補充立候補の届出期間の延長については、前回までの議論で結論が出たのかなと思っております。3日を2日にするという部分ですね。ただ、比例代表選挙の名簿の補充期間を、現行の10日を何日までにするかという具体的な部分の結論が出ていないような気がします。その他の論点については、ある程度収束しているのかなと思っておりますけれども、まだ結論が出ていませんので、順次議論していただければ幸いです。

まず、選挙期日の延期についても一度議論していただければ幸いです。候補者が2人以上の場合であっても選挙期日を延期するかということに関して、皆さんの議論をお伺いしたいと思います。

ここでの議論は、現行法では1人になったときに延期するというところだったわけですが、2人以上である場合においても、候補者が死亡した場合は延期するということとなります。それに関してプラスの意見とマイナスの意見があったと思っておりますけれども、大竹さん、いかがですか。口火を切っていただくというか。

**【大竹委員】** 私、何度も申し上げましたけれども、今回の研究会の目的が、できるだけ有権者の意思に沿った選挙に変えようという考え方でございますので、それからまた、長崎の事件が発端でございまして、長崎の事件では、補充立候補期間中に死亡した場合であったので、補充立候補対応できたけれども、もし、それがずれていた場合には、現行法の穴ではないかという指摘があったものでございます。したがって、何らかの形で補充立候補というものを投票の直前まで確保していく必要があると思っております。

その場合に、選挙期日を延期せずに対応する案についてもいろいろと検討したわけでございますけれども、現行制度で、非常事態が生じた場合には投票期日を延期するという考

え方が既に確立されてございますので、その考えにのっとって処理するのが、ある意味では無理がない制度設計ではないだろうかとは考えております。

【蒲島座長】 皆さんいかがでしょうか。谷口さん、どうですか。

【谷口委員】 私も大竹さんのご意見に賛成でありまして、この研究会の第1回、大臣の諮問事項が2点ございました。1つは補充立候補期間。今回のようなケースでは、万一補充立候補期限を過ぎてしまった場合にどうなるんだろうというお話。それから不在者投票・期日前投票を行った人たちから「やり直してくれ」という声がかかなりあったという、2点があったと思います。

この第1点目に対応するには、補充立候補の届出期間を延長し、また選挙期日の延期事由を拡大する案が一番すっきりして、よろしいのかなと思います。選挙期日を延期せずに対応する案は、期日前投票・不在者投票に対してどういうふうに手当をするかということも含めて、いろいろ工夫をする案だと思うんですけども、例えば今回の長崎のケースに当てはめると救われなわけです。補充立候補期限ぎりぎりに亡くなるというわけですから。ただ、こういう形にしてもいろいろ問題点があると。おそらく、期日前投票・不在者投票に対する手当を考えるということになると、これは補充立候補制度自体をやめてしまって、公示日から候補者が死なないという形にするのであるとか、要するに公選法の原則から根本的に検討しなくてはいけないということになろうかと思ひまして、これはおそらく、この研究会の諮問事項を大幅に超えるのではないかと。これをやるためには、それこそ第九次選挙制度審議会をつくっていただく必要があるのではないかと考えますので、とりあえず、この研究会の射程としては、補充立候補の届出期間の延長と選挙期日の延期事由の拡大あたりにおさめておいて、しかしながら、我々としてはこういう問題を懸念しているのだということを後につながるような形で答申の中には書き込んでいただくという形でない、なかなか問題は大きいかなという気がいたします。

【蒲島座長】 只野先生、いかがですか。

【只野委員】 私も前回、選挙期日の延期事由の拡大に賛成するような意見を申し述べたのですが、確かに事務局のほうからお話がありましたように、有力でない候補者が死亡した場合にも延期するのかという問題があって、そうすると、何か限定するような工夫ができないかというお話があって、前回、そこはあまり議論できなかった感じもするんです。

【蒲島座長】 それで、とても難しい問題だという認識をしたということで。

【只野委員】 で、今回また幾つかの案を説明いただいているようですので、とりあえ



ず、結論を先送り、そちらのほうを少し検討してもいいかなという感じもするのですが、いい工夫があるかどうか、なかなか難しいというのはよく承知しているんですけども。

【蒲島座長】 今の只野先生のご意見ですが、難しいけれども、事務局、あるいは我々の委員会でも随分といろいろなことを考えました。只野さんは、選挙期日を延期せずに対応する案をもう少し詳しく検討した上で、結論のほうにいったほうがいいというご意見ですか。

【只野委員】 そうですね、せっかくご説明いただいていますので、少しこども検討してみてもいいのかなという感じもいたしますけれども。

【蒲島座長】 はい。それではまず、「補充立候補期間経過後に候補者が死亡したときには法定得票数を加重する」という案は、結論からいうと有権者の判断によって再選挙をするかどうかということだと思います。これをやっているのは、前回の研究会でも出てきましたように、韓国の例がそうなんです。つまり再選挙を行うかどうかということ、無効投票を加えることによって、現行の有効投票4分の1以上の要件を課すということです。そうすると、有権者は無効票を投じることによって再選挙を選ぶこともできるというのが1つ。その問題点については事務局から説明がありましたけれども、いずれにしても、再選挙を有権者の判断にするというのがこの案だと思います。

それから「補充立候補期間経過後に死亡した候補者等に対する投票を有効とする」という案は、死亡した候補者も候補者として残すことによって、多分、2番目の人は有効投票数を得られないだろうということで、もう一度再選挙をするという案で、この2つの案は、選挙期日の延期を行わないこととした場合の代替案として出てきたものということですね。それでよろしいですか。

【嶋補佐】 はい。

【蒲島座長】 もう少し追加することがあったら。

【嶋補佐】 補足しますと、通常の場合の補充立候補期間が経過した場合、さすがに、選挙期日直前になってしまいますので、普通の形では補充立候補を再度認めることは難しいわけでございます。したがって、その場合選挙期日を延期して、期間を確保した上で補充立候補を認めるというのが選挙期日を延期する考え方でございますが、その場合に、有力でない候補者の方が死亡することも当然ございますので、そうした場合、社会的なコストも勘案しますと、問題もあるのではないかとということで、選挙期日を延期せずに、事後的に判断することによりまして、同様の妥当な結論が得られるような方策として先ほど

の2つの案を御論議いただいているものでございます。

法定得票数を加重する案につきましては、無効投票的なもの、長崎市の選管の事務局長からヒアリングをした場合も、長崎市長選挙の事案で無効投票が多かったということもございましたので、そういったことを踏まえまして、無効投票を含めて法定得票数を判断するというにすれば、有権者の意思を事後的に判断できるのではないかという考え方でございます。

死亡した候補者等に対する投票を有効として取り扱う案につきましては、これをさらに進めまして、結局、法定得票数を加重する場合に法定得票数に含めようとするところの無効投票というものは、死亡した候補者に対して投票された、あるいはしたいと考えた有権者の投票ということになりますので、それをストレートに、より純化して取り扱う形にしますと、死亡した候補者等に対する投票も有効とする形になるのではないかということでございます。

**【蒲島座長】** 有力でない候補者が亡くなったときに再選挙をするのかという批判が出たときに、そうでない場合を考えて必死に頭を使ったというのが、これら2つの案の考え方ですね。だから代替案といったらおかしいですけども、こういうことも考えたけれども、やはり選挙期日を延期するほうが、考え方としては主流ではないかなというふうに、前回までの議論を考えると、そういう考え方になると思われるものですから。それを踏まえて、只野さん、どうでしょうか。

**【只野委員】** なかなか難しいところなんですけれども、法定得票数を加重する案のほうは、この場合だけ無効投票を加えてしまうという問題があるかなという感じはします。そういう点では、死亡した候補者等に対する投票を有効として取り扱う方が何となくわかりやすい感じはするんですが、先ほども出ましたように、これは公選法の考え方、根本と抵触する部分もありますので、そのあたりがどうだろうか。公平ということを見ると、法定得票数を加重することは合理性がなかなか説明しにくいかなという感じがするんですが、死亡した候補者等に対する投票を有効として取り扱うことはちょっと、そちらのほうがかかると。そんな印象です。

**【蒲島座長】** 死亡した候補者等に対する投票を有効とする案は、谷口さんが外国の例を出しながら提案された。

**【谷口委員】** ミズーリの場合は、別に補充立候補制度はないので、死亡した候補者等に対する投票もカウントするということです。補充立候補制度と組み合わせたこちらの案

は、かなり日本型に翻訳した形になろうかと思います。

【蒲島座長】 小島さん、どうですか。

【小島委員】 今、いろいろご意見をお聞きしましたけれども、私も選挙期日の延期が、ある程度妥当性があると思います。ただやはり、それだけではなくて、いろいろ考えた末ということになりますと、やはり死亡した候補者等に対する投票を有効とする考え方は一考に値する感じがしております。根本的な選挙制度のあり方云々ということはちょっと置いておきまして、我々、実務をやっている立場からしますと、何かすべて解決するような、表面的にはそのような感じがします。というのは、まず、再選挙になりますと投票自体がやり直しになると。今まで、亡くなった方に投票した方たちがいるわけですが、やり直しをさせてくれという意見が強い。そうすると、再選挙になりますと、当然やり直しになります。

それから選挙の期日設定に、争訟提起期間プラス50日という形で、かなり長い時間がありますので、新たに立候補する候補者サイドとしても、いろいろ考えて立候補できる、また、立候補しないということも想定できますし、それから、選挙管理委員会にとっても選挙期日が先延ばしになりますので、いろいろな準備がスムーズにできるという、表面的なことだけいうと、そういうメリットがこの案にはあるような感じがしております。

【蒲島座長】 玉置さん、どうですか。

【玉置委員】 私もやはり、今回のあり方の研究会をするに至った問題について、例えば現行法で金曜日、土曜日に亡くなった場合、1人になった場合は延期できるけれども、2人以上いた場合には、今回のように本命の候補者が亡くなった場合、その場合は延期できなくなってしまうということで問題になった面があると思うんです。そういう面からいえば、投票日の前日、あるいは前々日に候補者が亡くなった場合には投票日を延期できないということに非常に問題があるわけですから。やはり、2人以上いても投票日を延期したほうがいいと思います。

ただ、こういうことはめったにないことですから、我々実務をやる者としては、何回も申し上げましたように、公営掲示板にポスターが張れないとか、それから1週間なり5日間延びるのであれば、公報だって、有権者側から見れば、有権者の政見を知りたいとか、そういうものがあると思いますけれども、こういう場合には、ほんとうに非常事態ということをやむを得ないかなと考えております。

【蒲島座長】 どうもありがとうございました。米さん、どうですか。

【米委員】 私も、1人にならなくても延期したほうが、有権者に対して選択の余地が広がってきちっとできるというメリットがあると思っておりましたが、実務的には、延期すると、その期間でかなり難しい面があるのですが、それを言いますと、有権者側のメリットというか、立場に立ってという話がなくなってしまうので、1人にならなくても——確かに有力な候補者、有力ではない候補者との区別のときにどう判断するのかというのが問題になってくると思います。

【蒲島座長】 もう、この場合は判断しないんです。

東京都知事選挙を考えられるといいと思いますけれども、300票しかとれない人が亡くなられたとしても、再選挙をして1週間延ばすと。そのときに、有権者側と選挙管理のほうから批判されても、これで耐えられるのかと。そこが一番大きな論点なんです。今、この論点として。で、ロジカルに耐えられるというのであれば、選挙期日の延期事由を拡大するということで。

【米委員】 それはほんとうに、実際問題として、有力でない候補者が亡くなったときに期日を延期するというのはかなり厳しいですね、住民の中で批判になります。

あと、期間を延長するときに、どのぐらい延長するかという問題も多分出てくるでしょうけれども、その周知も必要になってくると思います。

【蒲島座長】 でも、大竹さんの議論によると、既に、記号式ではもう、1人でも欠けたら延期ということですよ。

【大竹委員】 はい。

【蒲島座長】 だから、方式としてはもう浸透しているわけですね。

【大竹委員】 法定得票数を加重する案のほうですけども、やはりこれは、候補者が死亡した場合に、なぜ法定得票数を加重するのか、その合理性が非常に見出しがたいと思います。有力な候補者が独走している場合について、全く有力でない方が死亡した場合については、特段何の問題もないんでしょうけれども、2人ないし3人の有力な候補者が競っている場合において有力でない方が死亡した場合、まさに4分の1を超えるところで勝負しているわけです。そういうときに、たまたま無関係な人が死んだおかげで法定得票数を獲得できないということが生じてくるわけです。そういった場合のデメリットもあるのではないかという感じがします。

それから死亡した候補者等に対する投票を有効として取り扱う案は、やはり死者に対する投票運動を認めるということは、今の公職選挙法の考え方からいって納得しがたい感じ

がいたしますし、要するに死亡者に対する投票運動を認めるということは、逆に言いますと再選挙を求めるための運動を認めることをございますので、ある意味では選挙自体の否定なのではないだろうかという感じがします。さらに突き詰めていきますと、こういう事態が生じなくても、要するに選挙そのものに対して不信を持っている人たちが、韓国で行われましたようなボイコット運動ですね、そっちのほうとも結びついていく感じがしまして、非常に危険な考え方であるような気がしております。

【蒲島座長】 この際、オブザーバーの方も、実際の管理の観点から、いかがですか。

【仲道オブザーバー】 先ほど来、先生方のお話を聞いていて、私も、極めてレアケースであろうということを考える。それから今、いろいろと議論されている案を含めて考えた場合には、選挙期日の延期で対応するのが、トータルとしては一番いい方向ではないかなと考えています。

それから非常に突飛な意見かもしれませんが、この前の長崎はレアケースのレアケースだろうと思うんですけども、公選法で、例えば非常に有力でない方が仮に当選するような、今は仕組みになっているわけです。そういう場合に、その後のことまで公選法で全部手当しなきゃならないのかどうかという、若干、思いもあるんですけども、そういうこともできるだけ避けるということを考えると、選挙期日の延期で対応するのがトータルではいいのではないかなと思っています。

【蒲島座長】 小堺さん、どうですか。

【小堺オブザーバー】 今までの議論とちょっと外れるかもしれないんですけども、補充立候補期間が経過するまでの間に、有力な候補者が亡くなって、それにかわる有力な候補者が出なかった場合、残った候補者だけで選挙をやらなきゃいけない場合も、当然考えられると思うんです。その場合に、どう考えるのかというのも、もう1つあると思うんです。補充立候補届出期間経過後に、候補者の死亡等が生じたときは延期することによって、有力な候補者にかわる候補者の立候補の機会は確保できる。そういう意味では、やはり選挙期日の延期の考え方というのも、実務的には正直言って大変なんですけれども、それに対応する形としては、わかりやすいのかなという気がいたします。

ただ、それを考えた場合に、今申し上げたように、補充立候補届出期間までの間に、有力な候補にかわる候補が出なかった場合は、やはり残った候補者で選択するしかないという状況がありますので、その辺もちょっと考え合わせて検討したほうがいいのではないかなという気がします。

【蒲島座長】 皆さん、大体の方々が、選挙期日の延期の考え方に近いような気がします。私自身は、最初から有力でない候補者の人が亡くなっても、再選挙することへの抵抗がどのくらい大きいかというのを想像すると、最初のころは躊躇していましたが、やはりよく考えてみると、選挙期日を延期することのほうが最も合理性があるのかなと。つまり、候補者にウエートをつけることができないという意味ではですね。そういうふうに思い始めたんですけれども、ここで、事務局の方々にちょっとお伺いしたいと思うんですけれども、いずれにしても、きょうの議論を中心にして、次回の研究会では報告書の大体の方向性をお示しすればいいですね。

【嶋補佐】 はい。前回、今回で、論点について一通り、検討に当たっての留意事項も含めてご意見をいただけたと思いますので、それを踏まえて、次回はある程度の方向性をご議論いただけるようなことで準備をする必要があるのではないかと考えております。

【蒲島座長】 今までの委員会の議論の流れを踏まえて、田口さん、いかがでしょうか。

【田口選挙課長】 今、嶋が申し上げたとおおり、あと2回程度ですので、次回は研究会の報告書の中身になるような資料でご議論をいただいて、最後はご確認をいただくという段取りだと思います。

【蒲島座長】 門山さん、いかがですか。

【門山審議官】 特にありませんけれども、この死亡した候補者に対する投票を有効として取り扱うということについても、もう少しご議論を聞かせていただければと思います。

【蒲島座長】 久元部長、いかがですか。

【久元選挙部長】 次回には、できるだけ報告書に近いような形でお示しをしたいなと思っておりますので、その意味で、今日、できるだけ方向性を詰めていただきたいと思います。

選挙期日の延期事由の拡大に対する賛成の意見が強いように思われますけれども、そのときに、ぜひ、選挙管理委員会の委員の方にお伺いしたいのは、それでほんとうに実務で大丈夫だと言えるのか。特に東京都知事なんかは非常に候補者も多くて、リスクは比較的高いわけですね。そのときに1週間延期して、ほんとうに選挙が執行——ものすごくご苦労があつて、その苦労は克服していかなきゃいけないわけですが、大丈夫だと言い切れるのか。確かに今、記号式の場合には延期することになっているわけですが、どうも我々が調べた限りでは、あつたかどうか、例がわからないんです。多分ないだろうと思うんです。そこは、今の制度がそうなっているからそれでいいんだというふうにも、

なかなか断言しがたいと思います。こういう機会に、ほんとうにそういう制度が、果たして回るのかどうかということも含めて、ぜひ、その辺のご議論をしていただいた上で、レアケースはレアケースなんですけれども、レアケースだからといって、起こらないことを前提に制度を設計すべきではないわけで、そこはぜひ、率直にご意見をお伺いしたいなという気がしております。

【蒲島座長】 私も先ほど、選挙管理委員会の方に伺いたかったのはその部分です。

【小堺オブザーバー】 この選挙期日を延期する考え方でいくと、投票開始が午前7時。その直前に起こった場合も、やはりこれと同じ考え方ということになると思うんです。そうしますと、投票当日の朝ですので、選挙を管理する側からすると非常に厳しいと思うんです。どうやって有権者の方にお知らせするのか、実際には手段がありませんし、投票所なんかは前の日からセットされていますので、多分、かなりの方は投票所においでになると思うんです。おいでになった方は、こういうことで延期になりますということはおわかりにしても、そうでない人にはどうやってお伝えしたらいいんだろうかということ。有権者への周知の時間的な制約というのでしょうか、それが問題だと思います。

それから、延期ということになりますと、当然に投票・開票の場所、人間、そういうものの手配もしなければならぬ。それが前もって用意されていればいいですけども、どんな場合でも、首長の選挙のときに2週間、本命の選挙期日と、その翌週の分まで、施設を全部押さえられるかという、これは實際上、非常に難しいと思います。また、延期になった場合に、すべての投票所、開票所なりに職員をはりつけるのも大変なことだと思います。当然、投票管理者にしても立会人にしても、そういう問題が出てきます。

それから延期になれば、期日前投票もありますので、期日前投票所も、やはり同じように続けて開設しなければいけない。それもやはり、場所の問題、人の問題が出てくる。そういうことを考えますと、現場としては、そうなったときにどうなんだろうかと、かなり大混乱を起こすと思います。さらに、選管側の大混乱が原因になって、その選挙の有効、無効なんていうものが争われる可能性も出てきますので、第一線の、管理するサイドとしては、かなりの厳しさがあると思います。

でもそれは、決められれば、それでやらなきゃいけないのが選挙管理委員会の立場ですから、そういうことがないことを願いながら、実際にそういう事態が起こったら、それに全力を挙げて、結果はともかくとして、最大限努力をして支障がないようにするということだと思います。

【蒲島座長】 1つ、選挙管理委員会の方にお伺いしたいんですけども、例えばこういう法律ができたと仮定します。そうすると、常にそのことを考慮しながら選挙の管理をせざるを得ないんでしょうか、こういうことが起きたときのために。それとも、そのことはレアケースだから、あり得ないだろうというふうに考えて選挙管理をされるんでしょうか。

【玉置委員】 それはもう、今の選挙で精いっぱいというのが、みんな現実ではないんでしょうか。確かにそうなった場合に、法律がそうなっているからということはいくしかないわけですが、予算でも補充立候補を延長する場合の分も含めて考えてとるわけにもいきませんし、それは、今の選挙を執行している段階では、そういうことしか考えられないんですけども。

【蒲島座長】 この前、長崎市の選挙管理委員の方が、「あと1週間延ばしたら、もうみんな死んじゃう」とおっしゃった証言があるんですけども、結局、延ばすことにはぎりぎりまで苦勞しているから、あと1週間延ばすことはとてもできないとおっしゃったのが印象に残っていました。

【小島委員】 委員長よろしいですか。小堺オブザーバーからお話があったとおりでと思いますけれども、もし、この選挙期日の延期事由が拡大された制度が新しくできたとして、それだけ補充立候補の機会、また延長の機会も増えることになりますので、その部分は、やはりそういうことはある程度、危機管理の観点から、選挙事務においても危機管理って大事ですので、そういう観点から、やはり何らかの形で考えていかざるを得ないかなと思います。

いずれにしても、一番の問題点は有権者への周知。あらかじめ投票所入場券で、当初の期日につきまして周知徹底を図っているところがございますので、インターネット上で直ちに更新をかけて周知するにしても、インターネット自体を見てもらえるという保証もありませんし、あとは新聞報道に期待するとか、テレビでの報道に期待するとか、そういうことが大きくなってしまいうんですけども、選挙管理委員会としては、周知徹底については非常に厳しい。朝、当初の投票日に、先ほどお話がありましたけれども、有権者が必ず来ると思います。そういった方たちのために手当をして、人を置いて、選挙期日は延期になりましたという張り紙を徹夜でつくって張る。また、人を手配してそこに置くとか、いろいろ講ずるべき措置というのが想定されてくると思いますし、先ほども期日前投票の問題がございましたけれども、一応、期日前投票システムというのを導入しております。今



の状況でいきますと、単純に選挙期日を延期して、そのままシステムを動かすというわけにいかない。4カ月経過抹消の人たちを、延期された期間に抹消された人たちをどうするかとか、死亡者をどう消し込むかとか、いろいろシステム上の問題も考えていかなきゃいけない。考えていかなきゃいけないというか、今の制度の中ではなかなかできない。そうすると、一たん紙に落としたものを使う。延期後につきましては紙名簿にする。紙に落とすにしても印刷という作業があります。それを朝の、期日前投票が始まる8時半までに間に合わせて、きちっと編綴をしてお客様をお迎えできるかという、そういういろいろな、物理的な作業等も相当ございますし、いずれにしても、投票所の確保、それから開票所の確保、いろいろ挙げれば、枚挙に暇がないという世界ではあると思いますけれども、ただ、制度的にできて、先ほど部長さんのほうから、できるかできないかわからないような状態の中で制度設計をすべきではないというお話がありました。全くそのとおりでと思いますけれども、ただ、ある部分で見切り発車しないといけないというか、いつあるかわからない話ではありますけれども、制度ができたときのために、どういうふうに準備していくかということも考えていかざるを得ないのかなと思います。

レアケースであるだけに、明日あるのかもしれないですし、次かもしれませんし、わかりませんが、法律が通ったか通らないかの時点から、そのためにどうしたらいいかということはある程度考えていかざるを得ないのかなと。今の段階で考えろと言われてもなかなか難しいんですけれども、こうなった、固まりました、じゃあ考えましょうというスタートラインに立たないとなかなか考えにくいというのは、我々、実務をやっている立場でございますけれども、制度の方向性が固まれば、それに向けてやると。ただ、問題点は相当、私もいろいろな都市から、延期の場合の問題点を参考に送っていただきました。現行制度の中での問題ですけれども、やったことがないという前提がありますので、それでも想定される問題点の最大公約数は大体同じです。今、小堺オブザーバーが申し上げたとおりの内容、言葉尻は違うにしても、言っていることはほぼ一致している状況です。

**【久元選挙部長】** そうすると、仮にこういう方向で制度設計がなされたとしましたら、小島さんがおっしゃいましたように、これは一種の危機管理ということになりますので、危機管理ということであれば、危機に対応したマニュアルみたいなものをあらかじめつくっておかなきゃいけないことになりますので、そのときに、仮にこういう方向で制度改正を行うとした場合に、仮に延長した場合には直ちに、こういうことをいつまでに、短期間のうちにこういうことをやらなきゃいけないという項目と対応方針みたいなものを、選挙

管理委員会の皆さんと相談させていただきながら準備するとか、そんなことも考えられるかもしれません。

【蒲島座長】 それでは、一応、全体的な方向性としては選挙期日の延期のほうに収束しつつあるけれども、それに至るまでに、いろいろな問題点を考えたという方向性の形での案をつくっていただければうれしいと思います。

【米委員】 よろしいですか。私も先ほど選挙期日の延期でという話をしたんですが、今、有権者の候補者を選択する方向から考えますと選挙期日の延期なんですけれども、やはり、その日の直前の朝に亡くなったというときに、部長から東京都の心配をさせていただきましたけれども、1,000万の都民、有権者に、投票する人は少ないといえども、500万、600万の人に、短時間のうちに延期になったことを伝えるのはかなり難しく、混乱すると思います。その事務にも、かなり忙しい時期を割かなきゃならないと思いますので、特に当日に亡くなった場合とかの対応がかなり、危機管理の中でマニュアルをつくるなり、これからすれば対応できるかもしれませんが、かなり難しいなというのが、大分、頭にあります。

【蒲島座長】 これだけは考えてほしいのは、有力でない候補が亡くなったときのことを考えてどうするかということですね。

【小堺オブザーバー】 有力な候補者が亡くなった場合には、長崎のケースのように。

【蒲島座長】 ニュースでも流れると思いますね。

【小堺オブザーバー】 周知は、選管にかわってかなりやってもらえますけれども、そうでない人の場合に、そこまでいくのかなというのも、一抹の不安はあります。

【蒲島座長】 それが、この研究会のもともとの難しいところで、でも、今の段階ではみんな平等に扱うというところしかないだろうという方向性で来ておりますけれども、そこで今、選管がその辺の批判に耐えられるかどうかというのを、先ほどからお聞きしたかったんです。

【小堺オブザーバー】 先ほど申し上げたように、補充立候補届出期限までに、いなくなった有力な候補者にかわる有力な候補者が出なかった場合も、かなり批判が起こるんじゃないかという気がするんです。それから、もう一方で期間を延期したことによって、亡くなった有力な候補者にかわる別の有力な候補者が出てくる機会が保障されるという意味では延期かなという気もしますし、その辺が非常に悩ましいと思います。

もし、補充立候補期間経過後、投票日の前日、あるいは投票開始前の直前に亡くなった

場合に、それが有力でない候補者であった場合にも延期するとした場合には、当然それなりの、前々から言われているように、座長おっしゃられるようないろいろな批判が出てくると思います。それと今申し上げたように、補充立候補期限までにかわる有力な候補者が出なかった、そのために有力でない候補者だけで選挙をやる、そのことに対する批判というものも、当然覚悟しなければいけない話だろうと思います。その辺をどういうふうに整理したらいいのか、私自身はよくわからないんですけども、ただ、基本的に選挙というのは、有権者の選択というものが最優先されるべきだろうと思いますので、そういう意味からして、さっき申し上げたように、管理する側も非常に、どんなことになるか想像もつかないんですけども、それでもやはり、延期することによって候補者選択の幅も広がるし、そういう中で、改めて候補者選択ができるという意味では、それなりの意義はあると僕は思うんですけども、実際にそうなった場合、管理サイドとすれば、ほんとうに悪夢のような話だと思いますけど。

【田口選挙課長】 選挙期日の延期事由を拡大する基本的な発想は、全選挙期間を通じて、どこで候補者が死んでも補充立候補の機会は確保しようという思想では一貫していると思うんです。それを、最初の補充立候補期間、3日前を2日前にして、そこまでは補充立候補できると。そこから後、死んだときも補充立候補の機会はちゃんと保障しましょう。そのために、何かいい方法はありますかといったら、現行の制度の中では、選挙期日を延期して補充立候補を認める以外に、補充立候補を認める方法はないので、その選択肢をとったというのがこの案だと思うんです。その中で、もし、選管のほうから有権者の皆さんに周知するのは、確かに当日の午前7時の直前だったら混乱するという話に仮になったとしますと、じゃあ、できる限り補充立候補はぎりぎりまで認めよう。しかし、有権者にお知らせする間もないのでは困ると。ここは技術的な話かもしれませんが、例えば前日の夕方5時までと。そこまでの死亡だったら選挙期日を延期すると、しかし、夕方5時以降に死んだら、もう選挙期日の延期もしない、補充立候補も認めないと。今は3日前までしか認められていませんから、前日の夕方5時までであれば相当カバー範囲が広がるんですけども。その辺は選管のほうで、どうしても当日朝死んだら困るという場合には、どの辺までがぎりぎり、何とか有権者に周知できる、危機管理上の必要時間かというところで、少しそこで、微修正かもしれませんが、工夫の余地はあるかなという気は、個人的にはします。

蒲島座長おっしゃる、有力でない候補者が死んだときの有権者の非難はカバーのしよう

がないんですが、有権者の周知だけ考えれば、少しその辺は、制度設計の工夫があるかなという気がしました。

【蒲島座長】 1つ、資料2の中で、「死亡もしくは辞したもの」とありますね。死亡するケースは少ないかもしれませんが、辞退するケースは意外と、混乱させてやろうと思えば幾らでも。そここのところはどうなんですか。

【嶋補佐】 現行制度では、候補者の辞退というのは認められておりませんので、そこはあくまで辞退ではなく、辞したものとみなされたときということです。別の公務員になったような場合、当然、候補者であることが途中で、強制的にできなくなりますので、その場合は辞したものとみなされるということでございます。

【蒲島座長】 これは辞退をしたわけじゃないんですね。

【嶋補佐】 はい。辞退は現行制度ではできない仕組みになっております。

【蒲島座長】 それがあると、とても難しいなと思ったんです。

それでは、次に進みたいと思いますけれども……。

【大竹委員】 ちょっとよろしいですか。門山さんが死亡した候補者等に対する投票を有効とすることについてもう少し議論が聞きたいとおっしゃったので、いろいろと考えていたんですけれども、死者に対する投票というそもそも論がありますけれども、それは別としまして、具体的に考えてきた場合に、金曜日までに死んだ場合については、その人の投票は無効で、土曜日に死んだ人については有効にするという考え方ですね、これは。同じ選挙の中で2人死んだ場合において。そここのところに果たして合理性があるのかどうか。極めて有権者もわかりにくい、金曜日までの人は無効で、土曜日の人は有効だというのはわかりにくい。そう考えていくと、この案は突き詰めていきますと、結局、補充立候補制度そのものをなくして行って、立候補段階で候補者を確定し、その後の投票をすべて有効と見て行って、当選人が死亡人である場合には再選挙というふうに、もう全面的に今の体系を変えてしまったらどうかという、そこに行きつくと思うんです。そうすれば、今回の補充立候補みたいないろいろな問題は出てきませんし、そこまでの大転換をやるのであれば、この考え方はとり得るんだろうと思います。そこまでやりますかという1つの問いかけにはなるかと思うんですけれども、今回の事例の場合に、金曜日までは無効で土曜日だけ有効にしますという考え方はとりにくいだろうという感じがいたしております。

【蒲島座長】 この問題について、只野先生、最後に何かありませんか。

【只野委員】 どう決めるかというつくりの問題だと思うんですけれども、確かに、一

番徹底しているのは補充立候補もやめてしまって、変えるということですけども、これは非常に波及効果が大きいですね。すべての選挙について同じ考え方をとるのかということになりますので、確かに選択肢の1つではあると思うんですけども、研究会として、そこまで申し上げていいかどうか。

【蒲島座長】 この研究会で求められる範囲ではないということですか。

【谷口委員】 その点が、先ほどの私の発言の趣旨でありまして、ちょっと難しいかなという感じはいたします。それと、先ほど課長が言われた点ですけども、選挙期日に候補者を確定するという原則がどれほど固いものなのか。あくまで投票開始直前の7時であるべきなのか、それとも選挙期日の0時、あるいは前日の17時であっても選挙期日に確定したと擬制できるのかという、それは考え方ですよ。17時であれば、事実上、次の7時まで選挙のカレンダーは飛ぶんだという考え方をすることもできるし、中間をとっても0時で、その辺は、少なくとも補充立候補期限を一時繰り下げたというところはありませんけれども、さらに、そのみなしの部分、繰り上げるということは、原則とどこまで整合性であるかという観点からは、考える余地はあるかなと思います。

【小堺オブザーバー】 細かい話になりますけれども、死亡したときというのは、実際に死亡した時点のことを言っていますよね、今までの考え方としては。だから選管が知り得るまでにはタイムラグがあるわけです。で、知る前に投票が午前7時から始まってしまっている。細かい話なんですけれども、今の公選法では候補者が死亡したときというのは、午前7時を過ぎた後で死亡した場合、仮にその人が当選した場合には、当選人が死亡した場合で再選挙になる。こういう仕組みになっているんですけども、いつ死亡したかというのは、この前の長崎の、局長のお話のように必ずタイムラグがあると思うんです。その場合に、午前7時前に死亡したか、その場合には、知らなければ投票が始まっているんです。そういうことを考えると、今、田口課長が言われたように、前日の午後5時で、午後5時というのは立候補の締め切りの期限にしていますので、そこで切ってしまうというのがもう一つの考え方かなという気もいたします。ちょっと細かい話なんですけれども、そうすると、多少選管のほうにも時間的な余裕が生まれますので、そういうふうな仕組みが考えられるのであれば、その辺のところも考慮していただけたらと思います。

【蒲島座長】 それからもう一つ審議しなきゃいけなかったのが、補充立候補の届出期間の延長ですけども、今は比例代表選挙の名簿の補充期間を、現行の選挙の期日前10日までとしておりますけれども、これを、どのくらいまでに変えたらいいのかというのも、

ちょっと考えなきゃいけないんじゃないですかね。具体的にいうと、1週間前か、例えば上のほうを3日から2日までというパーセントですと、10日から7日まで短縮するということでしょうけれども、5日ぐらいからできるのか、あるいは1週間としたほうがいいのかというところを決めなきゃいけないんじゃないかと思えますけれども、ここはまだいいですか。

【大竹委員】 これは絶対的な、何日まででなければならぬということは多分ないだろうと思うんです。その中での制度設計の話ではないかと思うんですけれども、そうなってくると、あまり明確に書かずに、何日程度ぐらいにと書いておけるわけですね。

【嶋補佐】 候補者の場合の補充立候補期限につきまして、メディア等の発達等も勘案して期間を延ばすということでもありますから、比例のほうについても同様の考え方をとるべきだということでご議論いただければ、報告書には少し余地を残して書くこともできようかと思えます。

【田口選挙課長】 おそらく、検討要素は、4分の1欠けたときに補充しますので、かなり補充される率も、相当なリストが補充されてくる可能性があるということが1点と、あとは比例区ですので、衆議院はブロック単位だし、参議院のほうは全国ですので、有権者の皆さんへの周知期間をどう考えるかと、そこがちょっと、個人単位の小さい選挙と比べて大きい選挙で、リストもどんと出てくるというので、その周知期間をどう考えるかということかなと思えます。

【大竹委員】 参議院は非拘束ですから、運動期間がありますから。

【蒲島座長】 だから現行どおりでもいいわけですね。ここはあえて変えなくて、現行どおりでもいいわけですね。

【田口選挙課長】 そうですね、10日というのが、確かに大昔の参議院の全国区なんかを考えると、確かに今ほど、そういうメディアとか、いろいろな情報通信手段が発達していませんから、当時は10日ぐらいが妥当かなという感覚があったかもしれませんが、今、ほかの選挙を3日から2日に直す理由が、メディア、通信手段の発達等々もあるから、ということで、時代背景も違ってきたので、この際できる限り補充立候補を認めていこうというベクトルで検討するわけですので、10日のほうも、もし短縮が可能であれば、ぎりぎりまで補充立候補を認めるという方向で、ちょっと短くしていただいたほうがいいかなという感じがいたしますが。

【蒲島座長】 じゃあ、1週間。

【大竹委員】 具体的に書かずに、方向性だけここで打ち出しておけばいいんじゃないかと。

【蒲島座長】 わかりました。これも、もう少し短縮したほうがいいのではないかとという方向性でいきましょうか。

もう一つ大きな問題が、期日前投票・不在者投票のやり直しについてということで、今回の長崎市長選挙でも、大いなる議論があったのはこの部分ですよね。前回の議論では、やり直しできないんじゃないかという議論が大きかったんですけども、両方出ましたので、もう少し議論を深めたいと思います。いかがですか。

では、事務局のほうから、先ほどの説明をもう少し簡単に、二、三分で説明していただけますか。たたき台として。

【嶋補佐】 それでは改めてご説明させていただきます。

まず、大きな着眼点といたしまして、1つ目は、期日前投票・不在者投票の現行制度における位置づけというものがあるのではないかとというのが1点目でございます。あくまで、複数投票日制を採用したものではなくて、投票日当日に投票するという原則の例外的な措置なのではないかという点。

それから、投票が区分してやり直しができるかということについては、個別の投票を区分することも難しいですし、あるいはやり直す場合を区別することも難しいということで、すべて一律にやり直すということを考えざるを得ないわけですが、その場合に、有権者の側から見てもやり直したい人と、やり直したくない人、両方の立場の方がいらっしゃるのではないかとということが2点目にあると思います。

3点目でございますが、仮に、再投票ということで投票をやり直すということにしても、物理的な再投票の期間が確保される必要がございます。そういったことを考えますと、やり直す場合には補充立候補について認めるというふうにご検討していただいていたものより、より幅広い範囲で、不在者投票、期日前投票をやり直すために選挙期日を延期することも考えなくてはいけないのではないかと考えられますので、その観点からどういうふうに考えるかということがございます。

以上、大きな3点というのが今まで議論になってきた点ではないかと考えます。

【蒲島座長】 ありがとうございます。

まず、選挙管理のほうから、これについて意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。小島さん、いかがですか。

【小島委員】 いろいろ論点があるということなんですけれども、やはり基本的に、区分してやり直しできるかという点、投票箱に入っている状態ですので、その辺の区分というのはほとんどできないと思います。したがって、全部やり直すしかない。

それから死亡した時点がいつなのかということのをきっちり確認しておきませんと、遠くにいつている不在者投票なんかが、いつの時点でやられたものか、そういったことを区分しないといけない。死亡した後なのか、前なのか、そういう時間的な問題もあると思いますし、そういういろいろな確認しづらい、理屈では考えられるんですけれども、実務的に非常に確認しづらい部分がたくさんあるということと、それから前も申し上げたと思うんですけれども、これは理念的な話ということになってしまうんですけれども、期日前投票にしても、不在者投票にしても、あくまでも例外的に認められている制度ですから、毎日が投票日という考え方ではありませんので、そうすると、その間に候補者に変動を来すであろうということは、当然想定しなきゃいけない話ですし、そういうことを有権者の側が理解しなきゃいけないということは、そのとおりではないかと思います。

説明いただいた論点、いろいろございますけれども、我々としては全くその通りだと思いますし、実務上はなかなか難しい。確かにやり直したいという気持ちも当然あると思いますけれども、それは説明いただいたいろいろな論点からすると難しい、できないと言ったほうがいいのかなどという感じがします。ですから、もし、やり直しをすれば再選挙でないと、全体のやり直しにならないということになりますので、今の制度を維持しながらやり直すというのはできないんじゃないかなというふうに、私、実務的にはそう思っております。

やり直すのであれば、再選挙の方式をとるか、あるいは、死亡した候補者等に対する投票を有効とする方策以外にないのかなという感じがしております。

【蒲島座長】 ほか、いかがですか。玉置さん。

【玉置委員】 小島委員さんと同じなんですけれども、やはり、補充立候補するとなつて、亡くなった方に入れた方はやり直したいという気持ちはあるけれども、そうでない方については、多分同意できないでしょうから、その辺のことで区別することは非常に難しい。そういうことで、やはり再選挙でなければ、そういうことは解決できないんじゃないかと。非常に不満のあることはわかるんですけれども、長崎市長選挙を見てもわかりますけれども、やはり、今までの議論から聞いていても、それをやり直すということではできないんじゃないかと思います。



【米委員】 私もできないと思います。期日前投票・不在者投票は選挙期日当日に行けない方の特例の投票でありますので、その方が、今申し上げたように、一部の人のやり直しはできないと思いますので、やるかやらないか、全部やり直すか、やらないかの選択になるとと思いますので、そうなった場合には、再選挙という形にしない限り、期日前投票のやり直しはできないと思います。

【蒲島座長】 選挙管理上はやれないという技術的な面が多いんですけども、有権者の権利という方向を絡めると、只野さん、いかがですか。

【只野委員】 たしか私、前回、不満が出てくるんじゃないかと申し上げたと思うんですが、多分、有力な候補が亡くなった場合ですけども、物理的には、特に不満が出てくるのは延期した場合でしょうか。直前に亡くなった場合はしようがないと思うんですけども、ただ、よく考えてみますと、選挙のつくりというのでしょうか、再選挙ではないということからすると、全部やり直していいのかという問題はあるかなという気は、改めていたします。やはりそれぞれ、投票された方は意向を持って投票されていますので、無効にしてほしくないという方の分も全部やり直してしまうということになると、やはり再選挙に近い意味合いがそこには出てきてしまうのかなと。

延期するというのは、再選挙ということではないということですので、そうしますと、やはり延期する場合もやり直しを行わないほうがすっきりしているかなと、そんな気がしております。

【蒲島座長】 谷口さんは、これから期日前投票がふえていこうという観点から、どんな感じですか。

【谷口委員】 私も各委員のご意見に賛成で、技術上もそうですし、やはり補充立候補制度と期日前投票のやり直しというのは、なかなかなじまないと思います。ただ、報告書の書きぶりとして、期日前投票は例外なので、そういう例外を選んだ人が悪いというふうには、有権者に責任を課すような書き方ではなくて、我々としては気にはしているんですけども、どうしてもこの補充立候補制度とはなじまない。ここを根本的に救うためには、公選法の根本建前から再検討しなくてはいけないのであると。だから今回は先送りと、そういうような書き方で、あまり有権者に責任を課すような書き方は、これはあくまで例外であるからというところは、あまり強調しないほうがいいかなと私は思います。

【蒲島座長】 大竹さん、どうですか。

【大竹委員】 谷口委員と同じ考えです。

【小堺オブザーバー】 やはりこれは、選挙期日を延期するということですので、選挙そのものは続いているわけですね。だからその手続が進んでいる間に行われた期日前投票というの、やはりそれは、そのままずっと引き続いていくと考えるのが当然なんじゃないでしょうか。延期ですので、やり直しではなくて延期ということを前提にすれば、やはり、期日前投票のやり直し、再投票というのは1つの選挙で2回投票することを認めることにもなりますので、それはどうかなと思いますけれども。

【小島委員】 今、1つの選挙で2つ投票する。要するに1人1票主義という大原則の上でどう考えるかということだと思いますし、それから、過去の行政実例で、不在者投票の話ですけれども、候補者が死亡した場合、もう一回やり直しさせろという質疑があった場合、1人1票主義の原則から認められないという、これまでの自治省からの考え方が出ていると思いますので、そういった1人1票主義との観点、選挙の延長線上だという観点からすると、その辺の論議もしなきゃいけないのかなという感じがします。やり直しの場合につきましては、1つの選挙で2回投票することになりますから。先ほど小堺オブザーバーが申し上げたとおりでと思います。

【蒲島座長】 最後、仲道さんいかがですか。

【仲道オブザーバー】 同じです。

【蒲島座長】 同じですか、大体、委員の方のコンセンサスは、やり直しは認められないという方向性なんですけれども、谷口さんが言った議論はとても重要なことで、有権者が責任を負うべきだという議論の展開よりも、1つの選挙で2票は認められないという原則を中心に議論をすべきだという委員の意見が多かったような気がしますが、その方向において書いていただければうれしく思いますけれども。

【大竹委員】 今の制度の仕組み上、限界があるということを書いてもらったらいいと思います。

【久元選挙部長】 報告書自体は、谷口先生がおっしゃったようなことを踏まえて書くようにいたしますが、ただ、報告書の問題というよりも、実はこの期日前投票についてはかなり悩んでいる部分がありまして、相当増えてきているわけですね。期日前投票の制度の趣旨は、まさに先ほどからずっとおっしゃっていたとおりの趣旨なんですけど、当日、都合が悪いから例外的に投票できるような仕組みにして、要件は不在者投票と基本的に変わっていないわけです。投票方法が変わったということなんですけれども、投票率向上のための選挙啓発の中で、期日前投票も使えますよということも、非常に一生懸命言ってきた

ているわけなんです。そうすると、これは国会議員の先生からも言われているんですけども、要するに、あなた方はいつでも投票できるようなことを言っているじゃないかという受けとめ方に今はなっているので、この点も含めて、そういう期日前投票の趣旨みたいなものを踏まえながら、あわせて、この制度をPRして、誤解のないように、制度の趣旨を踏まえたPRを、次の選挙のときにどういうふうにやっていくのかというのは、報告書に書いていただくような話ではないんですけども、今後の我々の課題だという気はしています。

【蒲島座長】 あと、時間が15分ほどありますので、最後の論点6、決選投票制度の導入についてということ、再度議論したいと思います。

これは多分、補充立候補と比べるとわかりやすい問題なのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。ご意見をお伺いしたいと思います。2回で決めるかどうかという議論が非常に大きいと。

【米委員】 私、前回のときに、決選投票、可能性として、法定得票数に達しない候補者が、何回も何回も繰り返し、首長の不在期間が長くなるということになると、決戦投票があったほうがいいんじゃないかという意見を申し上げたところなんですけれども、いろいろ資料をいただいて、前の実績を見てもみますと、4回しかありませんでした。決選投票を行うためには、短期間のうちに、再度、選挙を行うための準備をしなければならず、実際問題として2週間程度の間、さらにまた告知して、投開票を行うという形になりますと、有権者のほうにはそれなりの周知はするんですが、管理する側として、こちら側の理由をあまり前面に出してはいけないのかもしれないかもしれませんが、投票用紙や入場券をつくってみたり、投票所、開票所というのを確保するとき、日程的にかなり厳しいものがあるのかなと思います。ですから決戦投票という過去にもあまり例のないことに、今回ここで、大きくそれに変えなきゃならないのかなという思いがしています。今、この時期になって申し上げるのは恐縮なんですけれども、そういう感じがしているところでございます。

【蒲島座長】 玉置さん、いかがですか。

【玉置委員】 そうですね、こういうもの、あまり私もやったことがないわけですけども、実際に選挙をやるほうとしては、短期間に選挙をするというのは、非常にいろいろ準備をしなければいけないということも事実ですけども、やはり私としては、前回の、米委員さんがおっしゃったように、法定得票数4分の1以上、決選投票の候補者は4人でしたっけ、そういうふうな制度もいいような気がしますけれども、ちょっと具体的な考えと

しては、私もつかめませんけれども。

【蒲島座長】 嶋さんのほうから、この論点が議論の対象となったことと、それから、論点を二、三分で整理していただけますか。

【嶋補佐】 はい。改めて御説明させていただきますと、法定得票数を全員が得られないで、当選が決まらない場合の対応方策として、まずは法定得票数を下げるという議論でございます。それから決選投票制度を導入するとした場合に、その制度設計として、法定得票数と候補者数のバリエーションでいくつかの案が考えられるということがございます。

論点といたしましては、現行では、法定得票数を獲得した得票者がいない場合には、当選人が定められないということで、再選挙になります。再選挙の場合には、改めて立候補の受付から始めますので、再選挙が繰り返されて、首長の不在の期間が長期化するという懸念も示されているところでございます。そういった懸念があるところでありますが、1つの論点といたしましては、過去、そうした事例というのはあまり多くないということで、過去、4例を把握しております。再々選挙になった例は1例もないということで把握しているわけですが、そういったことについてどう考えるかということ。

それから、過去に決選投票制度というのは、現実に我が国もあったわけですが、実益に乏しいということで廃止された経緯がございます。また、廃止に当たっては当時の法定得票数というのが8分の3から4分の1に引き下げられたという経緯もあります。

3点目でございますが、現行の再選挙制度では、当初の選挙に立候補していなかった者が再選挙に立候補することができるわけですが、これについてどう考えるかということで、具体的には、最初の選挙に当初から立候補していなかったのであるから、ほかの者の立候補を認めるべきでないというご意見もございますし、一方で、最初の選挙で法定得票数を獲得できなかった者がいなかったのも再選挙になるわけですから、最初の選挙で、いわば一発で当選できなかった者に限って決選投票をすることが果していいのかという、別の観点からのご議論もあるということでございます。

あとは、法定得票数の引き下げについては、首長の、選挙人の代表たるにふさわしいという正統性の要件から疑問ではないかという議論が前回ございました。決選投票の導入につきましては、米委員からもございましたが、前回は2回目の投票で必ず当選人を決めるという観点から考えれば、1つの有力な案ではないかというご議論があったところでございます。ただ、決選投票の原型といたしますのは、過半数得票主義といたしますか、絶対多数主義ということから経緯的には出てきている制度でありますので、そのところの関連に

ついてどう考えるかという議論も、あわせてあったところです。

雑駁ですが、以上であります。

【蒲島座長】 ありがとうございます。前回の議論を振り返ってみると、1つは長く首長が決まらないというのはちょっとまずいんじゃないかというので、2回で決める決選投票はどうかというのが1つ。それから再選挙となると、候補者が改めて入ってきますので、そうではなくて、1つの選挙として集計したらどうかというのが2番目のポイントで、では、それをするために法定得票率を下げたらどうかという議論については、ほとんどの皆さんが反対で、今でも投票率が低いのに、法定得票率を下げるのはまずいんじゃないかということで、そっちのほうはあまり賛成意見がなかったように記憶しています。今日は、これを踏まえながら議論を進めたいと思っています。

【谷口委員】 1つ質問なんですが、先ほどの議論、ちょっと私、うまく理解できていなかったせいだと思うんですけども、私、これまで、もし決選投票制度を導入すれば、再々選挙の可能性がなくなるので、選挙管理委員会のご負担は軽減することができると理解しておったのですが、私の誤解かもしれませんが、理解するところでは、再選挙よりも決選投票のほうが、地場の選挙の期間等の関係で、負担がふえる部分もあるというような趣旨でしょうか。

【米委員】 私の申し上げたのは、決選投票というと、最初の選挙から、そう間を置かずにやる必要があるのかなと考えていまして、その期間内で、いろいろ準備するのが、かなり難しいものはあるのかなということです。

【蒲島座長】 今のことで、再選挙と決選投票の期間というのは、事務局のほうはどう考えていらっしゃるでしょうか。米さんの場合は、決選投票は早くしなきゃいけないんじゃないかと考えていらっしゃるようですが。

【田口選挙課長】 多分、米委員がおっしゃっているのは、昔の、昭和27年の決選投票制度は、当初、誰も8分の3をとっていないと、当選人がない旨の告示の日から15日以内にやると。その5日前にもう一回選挙運動期間の設定をするということですから、15日以内にやるので、実際にはちょうど2週間後の日曜日が設定されるので、多分、きっと最初の選挙から2週間以内でやるのが期間的に大変だと。で、再選挙だと、一回選挙が終わったあと、もう一回改めて準備をして、事由が発生した日から、たしか40日以内かな、50日か。

【嶋補佐】 長の選挙の場合は、事由が生じてから50日以内ということになっていま

す。

【田口選挙課長】 50日と。誰も法定得票数をとれなかったことが確定してから50日以内だとすると、大分期間的余裕があるので、選挙の事務員も落ちついてできるということをおっしゃったんじゃないかなと思います。

【米委員】 そのとおりでございます。

【小島委員】 委員長、よろしいですか。今の点はやはり、制度設計で期間をある程度幅を持たせていただければ、我々としては問題なく施行できるのかなというふうに考えます。昭和27年当時の制度でいくとちょっと厳しいと思いますが、仮にその制度でいったときに、先ほどの補充立候補の関係で選挙期日を延期する場合の話と同じで、それもある意味では危機管理の観点から、先ほど事前に選挙部長さんがおっしゃってくれたように、マニュアル等を整備して、どういうことをやればいいのかということをお事前にきちっと把握しておくということになるのかなと思います。

【蒲島座長】 それは、ちゃんと制度設計をすればクリアできるわけですね。

【大竹委員】 よろしいですか。決選投票制度を導入したらどうかという議論のそもそもは、首長さんが再選挙、再々選挙と繰り返して行って、首長さんが決まらないと。そういう事態を避けようということから出てきたんでしょうけれども、先ほどもおっしゃいましたように、過去の例を見ても再々選挙までいっていないわけです。やはり再選挙の段階で、ある程度、候補者調整とか、そういったものがなされて、再選挙の結果、大体決着がつくという過去の例でございますので、何も無理して決選投票制度を導入する必要性というのはそれほどないのかなと感じております。

ただ、どうしてもそういう事態を避けるためには、決選投票制度を導入するとすれば、こういうことが考えられるというくらいの考え方を打ち出すのかなと思うんですけども。

【蒲島座長】 選挙部長から何かありますか。

【久元選挙部長】 我々事務方としても、理屈の上でこの再選挙、再々選挙、さらにはそれ以上続く制度というものはいかがなものかという気がしておりますので、そういうものをなくすような方策として、決選投票というものを積極的に評価できるのか、できないのかということをご論議いただければと思っております。

【蒲島座長】 もっと、皆様のご意見を。只野さん、どうですか。

【只野委員】 要するに、どのぐらいの期間をおけば実施できるかということだろうと思うんです。例えば、フランスなんかは決選投票が原則ですけども、あそこはたしか

2週間です。ただ、投票用紙に印刷するシステムにはなっていないかと思うんです、選管のほうで。ですからそういう違いもあるのかなという気がいたします。

あまり期間を置いてしまいますと再選挙でもいいじゃないかということになるので、もし、決選投票であれば、ある程度接近したところでやるということになると思いますけれども、例えばどうでしょう、1カ月とか、そんな感じですか。

【小島委員】 よろしいですか。ちょっと視点が違うかもしれませんが、衆議院の総選挙、大体、解散してから半月、2週間前後ぐらいで公示日を迎えているという実際の例がございます。そうすると、実際は解散しないと投票用紙の印刷も、事前の準備はかなり県の選管のほうでやっていますけれども、実際にゴーを出すのは解散してからということになりますから、実際の準備としては相当忙しくて、事前の準備をきっちりやって、解散したよといったときにぱっとできるようになっています。解散してから全部準備するのはできないんですけれども、そういう兼ね合いからすると、少なくとも1カ月ぐらいは必要かなというふうに感じます。ですから解散の場合も、ある程度政局の問題が出てきて、のろしが上がった段階で、我々も水面下で準備しますから、全く手をこまねいて待っているわけではなくて、解散まで何もしないよということではありませんので、解散になったら、全部、整然と仕事がすぱっとできるように準備している状態ですので、そうすると、いろいろなことを考えると、やはり最低、1カ月ぐらいは必要になってくる。選挙人名簿の調製、投票所入場券の作成、そういったようなことから考えても、必要かなと思います。

【蒲島座長】 この問題も、考えてみれば大変レアケースなので、一種の危機管理的なところもあるんですけれども、制度上、何回続くかわからないという不安感よりも、2回で決着をつけるんだという方向性を示すんだったら、決選投票のほうがそれを決着するいい機会なのかなという気がしますし、それから、いろいろな組織でやっているときに、再選挙というのはあまりないような気がするんです。大体、同じメンバーで決着するという、1つの選挙として決着するという、そんなのが多いような気がします。

【小堺オブザーバー】 こういうふうな、法定得票数を獲得した候補者が1人もいなくて、ある意味では選挙自体が成立しなかったということになると思うんです。その手当ということで決選投票という方法もあるし、再選挙という方法もある。再選挙という場合に、前の選挙と仕切り直しで始まる選挙というのは関連がない選挙と考えたほうがいいんじゃないのかという気がするんです。もし、そういうふうにとすれば、その間、地方の首長の長期不在ということはありませんけれども、統一地方選なんかだつて、3月の任

期満了の人が4月の末に投票ということも考えていますので、おおむね50日から60日ぐらいの不在は、これは制度的にもいいんじゃないか、いいんじゃないかというのは変なんですけれども、統一なんかの場合にはそういうふうな形でできているということを考えますと、一応、前の選挙とは別に、新しく別の選挙としてやり直すんだということになれば、今の50日以内に再選挙というのも、それなりに理屈があるんだろうと思うんです。

決選投票というのは、前々から話が出ているように、過去にもほとんど例がない。やっても、結果としては上位2人のうちのだれかが当選。しなかったのが1例ぐらいあったと思うんですけれども、その程度のレアケースということを見ると、この際あえて、この時点で検討はしたけれども、現行制度でも、特段支障がないと考えてもいいんじゃないのかという気がいたします。

【蒲島座長】 谷口さん、どうですか。

【谷口委員】 私は、これに関してあまり強い意見を持っていないのですけれども、1つの考え方として、今もおっしゃられたように、再選挙の場合は別の選挙ですから、全く別の候補者が立ち得るということです。実際、札幌市長選挙の場合も、自民党候補者が、再選挙では差しかわったことがありました。ですからこういったことを認めるメリットと、それともう一つは、比較的速やかに決選投票を行って、首長の不在というものをなるべく短くするというメリットと、どちらをとるかということになってこようかと思いますが、まだ、そこについてはこの研究会でも合意には至っていないのではないかなと思います。実際、私もどっちがいいかと言われると、なかなか判断が付きかねます。ですから諮問の趣旨とも絡んでくるんじゃないでしょうか。

【蒲島座長】 それでは、決選投票の導入については、まだ結論に至らずということで。選挙部長から何かございましたら、お願いします。

【久元選挙部長】 特にございません。

【蒲島座長】 よろしいですか。

それでは時間となりました、これで第4回の研究会を終わりたいと思います。

皆様、どうもお疲れさまでした。